

倉庫業法第3条による登録等の実施に関する告示（仮称）の概要

平成13年12月
総合政策局貨物流通施設課

I. 制定の背景

「倉庫業法の一部を改正する法律（以下「改正法」）」は、倉庫業の参入規制の許可制から登録制への移行及び料金の事前届出制の廃止を内容とする規制緩和措置を講ずるとともに、消費者の利益の保護のためのトランクルームの認定制度の法制化等を内容とする法律であり、第151国会において可決、成立の後平成13年6月8日に公布されたところである。

本告示は、改正法の施行のため、倉庫業法施行規則に基づき必要な事項を定めるものである。

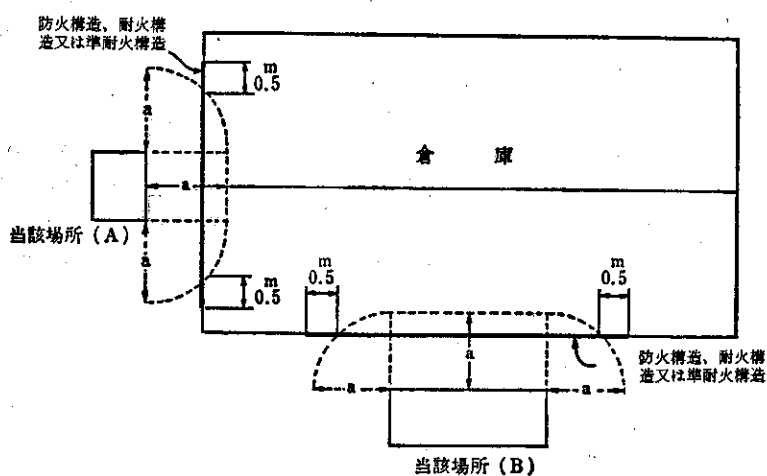
II. 改正の概要

1. 危険物を取り扱う施設等に隣接する倉庫の外壁の基準

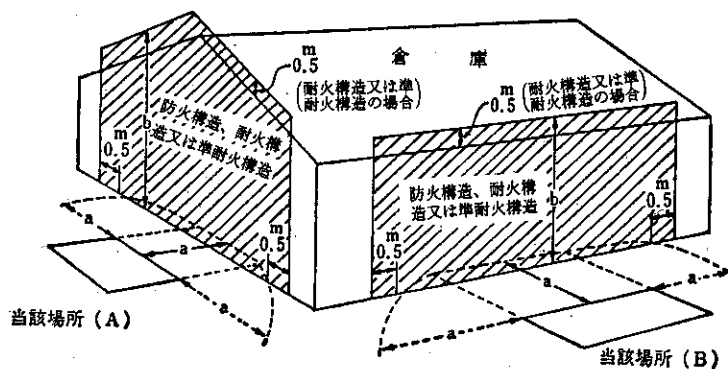
- ・危険物取扱施設に隣接する倉庫の外壁のうち、耐火構造又は準耐火構造とすべき箇所
 - ・住宅、商店等の火気取扱施設、工場、ごみ焼却場等の業務上火気取扱施設に隣接する倉庫の外壁のうち、防火構造とすべき箇所
- は、次図の通りとする。



(平面図)



(透視図)



图中的 a 及び b は、次のとおりとする。

- a 当該場所が火気取扱施設の場合は 3 m、業務上火気取扱施設の場合は 5 m、危険物取扱施設の場合は 10 m とする。
- b 防火構造、耐火構造又は準耐火構造とすべき部分の高さは、防火構造の場合にあっては、屋根面までの高さとし、耐火構造又は準耐火構造の場合にあっては、屋根面までの高さ に 0.5 m を加えた高さとする。ただし、当該倉庫の屋根が耐火構造又は準耐火構造である場合にあっては、屋根面までの高さで足りることとする。
なお、災害防止上不十分である場合又は当該倉庫の高さに比して第 8 条第 1 項各号に定める施設が著しく小規模である場合等にあっては、この限りではない。

2. 防犯措置の適用除外

一～三類倉庫、危険品倉庫（建屋の場合に限る。）及び冷蔵倉庫の設けられた建物内に、当該倉庫業者以外の者の使用に供されている部分がある場合にあっては、当該部分から倉庫内へ直接立ち入り出来ない構造とする必要があるが、当該基準の例外として、当該建物の一部を、これに接する倉庫に係る寄託者に賃貸する場合を定める。

3. 冷蔵倉庫の基準

改正後の倉庫業法施行規則においては、冷蔵倉庫の基準として、庫内の温度が国土交通大臣の定めるところにより気温10℃以下に保たれることを規定している。当該規定に基づき告示に委任された事項を以下の通り定める。

(1) 冷蔵倉庫の冷蔵室の冷凍能力が①の基準を満たすとともに、冷却管の冷却面積が②の基準を満たしていること。

① 冷蔵倉庫の冷蔵室の冷凍能力（冷蔵に係る冷凍能力に限る。）が、当該冷蔵室の総熱損失量（以下のイ～ハにより算出された数値の合計値）を上回っていること。

イ 天井、床、外壁及び間仕切壁（以下「天井等」）からの熱の侵入による熱損失

$$Q = K d (t_1 - t_2)$$

Q：熱侵入量（w）

K：次の式により算出された熱通過率（w/m²・℃）

$$\text{熱通過率} = \frac{\text{温度零度の下での保冷材の熱伝導率 (w/m} \cdot \text{℃)}}{\text{保冷材の厚さ (m)}}$$

※ 保冷材を使用しない場合は、天井等に係る厚さ及び熱伝導率の値を用いて算出することとする。

※ 複合材（異なる材料で作られた複数の層で構成された保冷材又は天井等）を使用している場合については、各層ごとの熱通過率を算出した上で、その和の逆数をもって、当該複合材の熱通過率とする。

d：天井、床、外壁又は間仕切壁の表面積（m²）

t₁：外気等の温度（場所ごとに次に定める数値によることとする。）

天井上	： 40℃
床下（防熱装置が地盤に接してる場合）	： 15℃
床下（防熱装置が地盤に接していない場合）	： 25℃
外壁外	： 33℃
間仕切壁外（隣室が冷蔵室の場合）	： 当該冷蔵室の温度
間仕切壁外（隣室が冷蔵室以外の場合）	： 15℃

t₂：冷蔵室の温度であって、冷蔵室の級ごとに次に定める数値によることとする。

C ₃ 級（保管温度10℃～-2℃未満）	： 0℃
C ₂ 級（保管温度-2℃～-10℃未満）	： -6℃
C ₁ 級（保管温度-10℃～-20℃未満）	： -15℃
F ₁ 級（保管温度-20℃～-30℃未満）	： -25℃
F ₂ 級（保管温度-30℃～-40℃未満）	： -35℃
F ₃ 級（保管温度-40℃～-50℃未満）	： -45℃
F ₄ 級（保管温度-50℃以下）	： -55℃

ロ 入庫した受寄物を保管温度まで冷却するための熱損失

$$Q = C T (t_1 - t_2) \times \frac{1}{24} \times \frac{1}{3.6}$$

Q : 受寄物を冷却するための熱損失 (W)

C : 受寄物の比熱であって、C₃級、C₂級の冷蔵室にあつては3.36
それ以外の冷蔵室にあつては1.68とする

T : 一日あたりの入庫貨物量 (冷蔵室の收容能力が2000 t 以下の場合にあつては、
收容能力の3%、冷蔵室の收容能力が2000 t を超える場合にあつては、收容能
力の2.5%として算出することとする。)

t₁ : 入庫の際の受寄物の温度であつて、冷蔵室の級ごとに次に定める数値

C ₃ 級及びC ₂ 級	: 15℃
C ₁ 級	: -5℃
F ₁ 級	: -10℃
F ₂ 級	: -20℃
F ₃ 級	: -30℃
F ₄ 級	: -40℃

t₂ : 冷蔵室の温度であつて、冷蔵室の級ごとにイに定める数値

ハ イ及びロに掲げるものの他、換気に伴う熱損失、電動送風機の使用に伴う熱損失、
作業員が発する熱による熱損失等の合計にあつては、イ及びロにより算出された熱
損失の総計の45% (電動送風機の使用に伴う熱損失がない場合にあつては、35
%) の数値

② 蒸発器及び間接膨張による冷却方式の場合にあつては、①に加えて冷蔵室の冷却管
の面積が、以下により算出される所要冷却面積を上回っていること。

$$A = \frac{Q}{K (t_2 - t_3)}$$

A : 所要冷却面積 (m²)

Q : 当該冷蔵室の総熱損失 (W)

K : 熱通過率 (W/m²·℃)

t₂ : 冷蔵室の温度 (℃)

t₃ : 直接膨張式の場合は冷媒の蒸発温度、間接膨張式の場合はラインの温度 (℃)

※なお、間接膨張式の場合にあつては、②に加えて、ライン冷却器に係る冷却面積が
以下により算出される所要冷却面積を上回ることを要する。

$$A = \frac{Q}{K (t_3 - t_4)}$$

A : 所要冷却面積 (m²)

Q : 当該冷蔵室の総熱損失 (W)

K : 熱通過率 (W/m²·℃)

t₃-t₄ : ラインの温度と冷媒の蒸発温度との差 (℃)

(2) (1) にかかわらず、冷却試験、過去の温度記録の調査等により、当該冷蔵室が(1)と
同等以上の能力を有すると認められること。